（有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置）

第十三条の九　令第十六条の三第二号イ⑵の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

（有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第十三条の十　令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりする。

一　有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないようにその他の物と区分して処分又は再生すること。

二　有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三　その他必要な措置

（廃止の届出）

第十三条の十一　令第十六条の四の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号の四による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　法第十七条の二第一項前段の規定による届出を行つた年月日

三　廃止した事業の範囲

四　廃止の理由

五　廃止の年月日

（有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿）

第十三条の十二　有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一　受入年月日 二　受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三　搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	一　処分又は再生年月日 二　処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 三　処分又は再生に伴つて生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

2　前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

（新規）

（新規）

（新規）